

[当連結会計年度] (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	121,836	25,237	147,074	3,312	150,386	—	150,386
セグメント間の内部経常収益	553	320	874	1,248	2,123	△2,123	—
計	122,390	25,558	147,948	4,561	152,509	△2,123	150,386
セグメント利益	38,610	1,166	39,777	2,551	42,328	80	42,409
セグメント資産	7,987,793	71,550	8,059,344	32,243	8,091,587	△86,797	8,004,790
セグメント負債	7,473,452	59,013	7,532,466	16,128	7,548,595	△80,418	7,468,176
その他の項目							
減価償却費	5,503	667	6,171	118	6,290	34	6,325
資金運用収益	85,057	14	85,071	28	85,100	△261	84,838
資金調達費用	7,576	269	7,846	—	7,846	△252	7,594
持分法投資利益	86	—	86	—	86	△1	84
特別利益	20	—	20	—	20	—	20
(固定資産処分益)	(20)	(—)	(20)	(—)	(20)	(—)	(20)
特別損失	1,045	—	1,045	0	1,045	—	1,045
(固定資産処分損)	(370)	(—)	(370)	(0)	(370)	(—)	(370)
(減損損失)	(674)	(—)	(674)	(—)	(674)	(—)	(674)
税金費用	11,425	365	11,790	807	12,598	30	12,628
持分法適用会社への投資額	2,996	—	2,996	—	2,996	—	2,996
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	6,297	759	7,057	162	7,220	149	7,370

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、物品等の輸送、現金自動設備の保守等業務、証券業務及び保証業務を含んでおります。

3. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額80百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額△86,797百万円は、セグメント間取引消去であります。

(3) セグメント負債の調整額△80,418百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) 減価償却費の調整額34百万円は、セグメント間取引消去額並びに連結上「有形固定資産」及び「無形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であります。

(5) 資金運用収益の調整額△261百万円、資金調達費用の調整額△252百万円、持分法投資利益の調整額△1百万円、税金費用の調整額30百万円はセグメント間取引消去等

であります。

(6) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額149百万円は、リース投資資産からの振替額であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

連結リスク管理債権

(単位：百万円)

	2017年3月31日	2018年3月31日
破綻先債権額	4,624	6,499
延滞債権額	56,960	51,805
3ヵ月以上延滞債権額	1,522	1,732
貸出条件緩和債権額	41,857	42,318
合計	104,965	102,356

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金をいいます。

3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。